

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

[1] 異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

\* 処理事項    過年度    現年度    新年度

福島県天栄村長  年 月 日	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号														
			名称及び 代表者の 職 氏 名											受給者番号														
			個人番号又は 法人番号											連 絡 先	係・氏名													
										電 話																		
給 与 所 得 者	フリガナ											※	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	下段[3]は、新 勤務先で記入 してください。	1月1日から 退職時までの 給与支払額								
	氏 名																		旧 姓		円	円	円	年	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他 ( )	1. 特別徴収 継 続	下段[2]に一 括徴収した税 額の納入月を 必ず記入して ください。	円
	生年月日																		円		円	円	月		2. 一括徴収 (未徴収税額を全 額徴収して納付)		円	
	個人番号																		円		円	円	日		3. 普通徴収 (未徴収税額を 本人が納付)	後日、村から本 人あて納付書 を送付します。	円	
	1月1日 現在の住所																		円		円	円						
異動後の 住 所											円	円	円															

[2] 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。一括徴収にご協力ください。

一括徴収の理由	一括徴収予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職 した方の未徴収税額については 退職時に一括徴収することが義 務づけられています。なお、それ 以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべ く一括徴収の方法で納入してく ださるよう、お願いいたします。	備考
1. 異動が12月31日までで、本人から申出があったため 2. 異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため		円		
一括徴収できない理由 (1/1~4/30までの退職者等)				
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため 2. その他 理由( )	一括徴収した税額は、 月分で納入します。  【 月 日納期限分】			

[3] 転勤等による特別徴収届出書(転勤先の事業所を経由して天栄村長あて送付してください。)

新規の場合は○で囲んでください。

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入します。  給与計算締切日 毎月 日	新 た な 給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規		納入書	
			名称及び 代表者の 職 氏 名											受給者番号				いずれかを○で 囲んでください。  要 ・ 不要	
			個人番号又は 法人番号											連 絡 先	係・氏名				
										電 話									